

◎介護老人福祉施設サービス利用料

【基本部分：小規模介護福祉施設サービス費】

お支払いいただく負担金は、基本利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割又は3割）の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

給付費名称	要介護状態区分	基本利用料 (1日につき)
経過的小規模介護福祉施設サービス費（Ⅰ） (従来型個室を利用の場合)	要介護1	6,750円
	要介護2	7,410円
	要介護3	8,120円
	要介護4	8,780円
	要介護5	9,420円
経過的小規模介護福祉施設サービス費（Ⅱ） (多床室を利用の場合)	要介護1	6,750円
	要介護2	7,410円
	要介護3	8,120円
	要介護4	8,780円
	要介護5	9,420円

※ 上記の利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本料金も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

※ 新型コロナウイルス感染症の特例措置により、令和3年9月まで基本報酬が0.1%上乗せとなります。

【加算】

以下の要件を満たす場合は、上記の基本部分に以下の料金の1割（一定以上の所得のある方は2割又は3割）の額が加算されます。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

加算の種類	加算の要件	加算額 (1日につき)
日常生活継続支援 加算（Ⅰ）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の(1)から(3)までのいずれかを満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 算定日の属する月の前6月間又は前12月間における新規入所者の総数のうち、要介護状態区分が要介護4又は要介護5の者の占める割合が70%以上であること。 (2) 算定日の属する月の前6月間又は前12月間における新規入所者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症である者の占める割合が65%以上であること。 (3) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が入所者の15%以上であること。 ・ 入所者の数が6又はその端数を増す毎に、介護福祉士を1以上配置していること。 	360円
看護体制加算Ⅱロ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入所定員が30人又は51人以上の事業所で、基準を上回る看護職員の配置と、施設から医療機関等への24時間連絡体制が確保されていること。 	80円
夜勤職員配置加算Ⅰロ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最低基準を1以上上回る数の夜勤職員が配置されている場合(1日につき) ※見守り機器の導入割合による、人員基準緩和有り 	130円

夜勤職員配置加算Ⅲロ	・夜間帯を通じて看護職員又は喀痰吸引が可能な介護職員の配置を行った場合（Ⅲ要件）	160 円
個別機能訓練加算Ⅰ	・専従の機能訓練指導員を1名以上配置し、看護・介護職員等と共同して個別の機能訓練計画を作成・実施していること。	120 円
個別機能訓練加算Ⅱ	・計画等の内容を厚生労働省へデータ提出し、フィードバックを受けた場合	200 円/月
若年性認知症入所者受入加算 ※認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は算定しない。	・受け入れた若年性認知症利用者毎に個別の担当者を定めていること。	1,200 円
療養食加算 ※経口移行加算又は経口維持加算との併加算が可能。	・医師の発行する食事せんに基づき、入所者の年齢、心身状況によって適切な内容の療養食を提供した場合。	60 円 (1食につき)
看取り介護加算 (Ⅰ又はⅡ)	<ul style="list-style-type: none"> ・医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。 ・医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同で作成した入所者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者（その家族等が説明を受けた上で、同意している者を含む。）であること。 ・計画の作成にあたり、入所者の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努めていること。 ・看取りに関する指針に基づき、入所者の状態又は家族の求め等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等入所者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている者（その家族等が説明を受け、同意した上で介護を受けている者を含む。）であること。 	720 円 (死亡日以前31～45日)
		1,440 円 (死亡日以前4～30日)
		6,800 円 7,800 円 (死亡日の前日及び前々日) ※実際に看取った場合は、
		12,800 円 15,800 円 (死亡日) ※実際に看取った場合は、
経口維持加算(Ⅰ)	・現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害や誤嚥を有する入居者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、食事の観察及び会議等を行い、入所者毎に経口維持計画を作成している場合であって、医師又は歯科医師の指示に基づき管理栄養士等が栄養管理を行った場合、1月につき算定。	4,000 円/月
経口維持加算(Ⅱ) ※経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合は算定できない。	・当該施設が協力歯科医療機関を定めている場合であり、経口維持加算(Ⅰ)において行う食事の観察及び会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合、経口維持加算(Ⅰ)に加えて、1月につき算定。	1,000 円/月
口腔衛生管理加算Ⅰ	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し口腔ケアを月2回以上行う。 ・歯科衛生士が、入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行う。 ・歯科衛生士が、入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に必要に応じ対応すること。 	900 円/月
口腔衛生管理加算Ⅱ	・計画等の内容を厚生労働省へデータ提出し、フィードバックを受けた場合	1,100 円/月

外泊時費用	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者が病院等へ入院又は居宅に外泊した場合。 ・1月に6日を算定の限度とすること。 	2,460円
外泊時在宅サービス利用費用	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者が居宅における外泊を行い、当該施設により提供される在宅サービスを利用した場合。 ・1か月に6日を算定の限度とすること。 	5,600円
初期加算	<ul style="list-style-type: none"> ・入所日から起算して30日間であること。 ※過去3ヶ月間にその施設に入所したことがない場合に限る（日常生活自立度ランクⅢ以上の場合は過去1ヶ月間）。 	300円
再入所時栄養連携加算	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者が病院に入院した場合であって、当該者が退院した後に再度入所する際、当該施設の管理栄養士が病院の管理栄養士と連携して栄養ケア計画を作成した場合。 	2,000円
経口移行加算	<ul style="list-style-type: none"> ・経口移行計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、該当計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り加算する。 ・医師の指示に基づき継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要とされる者に対しては、引き続き算定できる。 	280円
栄養マネジメント強化加算	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤の管理栄養士を一定数配置していること。 ・低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した、栄養ケア計画に従い、食事の観察（ミールラウンド）を週3回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施すること。 ・低栄養状態のリスクが低い入所者にも、食事の際に変化を把握し、問題がある場合は早期に対応すること。 ・栄養状態等の情報を厚生労働省へデータ提出し、フィードバックを受けた場合。 	110円
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者が、入所者・入居者の1/2以上であること。 ・認知症介護実践リーダー研修修了者を配置し、職員間での留意事項の伝達又は技術的指導会議を定期的に開催していること。 	30円
認知症行動・心理症状緊急対応加算	<ul style="list-style-type: none"> ・医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した場合。 ・入所日から起算して7日を算定の限度とすること。 	2,000円
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者等ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時等に評価するとともに、少なくとも三月に一回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって当該情報等を活用していること。 ・評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごとに、医師、看護師、管理栄養士、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していること。 ・入所者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者ごとの状態について定期的に記録していること。 ・評価に基づき、少なくとも三月に一回、入所者等ごとに褥瘡ケア計画を見直していること。 	30円/月

褥瘡マネジメント加算Ⅱ	・褥瘡マネジメント加算Ⅰの算定要件を満たしている施設等において、施設入所時の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について、褥瘡の発生がないこと。	130円／月
褥瘡マネジメント加算Ⅲ	・従前の加算を算定する事業所に対する経過措置。 (令和4年3月31日まで)	100円／月
排せつ支援加算Ⅰ	・排泄障害等のため、排泄に介護を要する入所者に対し、多職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合。	100円／月
排せつ支援加算Ⅱ	・排せつ支援加算Ⅰの算定要件を満たし、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる方について、 ①施設入所時と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化が無い ②又はおむつ使用ありから使用無しに改善していること	150円／月
排せつ支援加算Ⅲ	・排せつ支援加算Ⅰの算定要件を満たし、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる方について、 ①施設入所時と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化が無い ②かつ、おむつ使用ありから使用無しに改善していること	200円／月
排せつ支援加算Ⅳ	・従前の加算を算定する事業所に対する経過措置。 (令和4年3月31日まで)	1,000円／月
配置医師緊急時対応加算	・配置医師が施設の求めに応じ、早朝・夜間又は深夜に施設を訪問し入所者の診療を行う場合。 ・入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ配置医師による対応その他の方法による対応方針を定めた場合。	早朝・夜間の場合 6,500円 深夜の場合 13,000円
ADL維持等加算Ⅰ	一定期間におけるADL（日常生活動作）の維持又は改善の度合いが一定の水準を超えた場合（1月につき）	300円／月
ADL維持等加算Ⅱ	※加算Ⅲは従前加算を踏襲しており、令和5年3月31日まで算定可	600円／月
自立支援促進加算	・医師が入所者ごとに、自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行うとともに、少なくとも六月に一回、医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画等の策定等に参加していること。 ・医学的評価の結果、特に自立支援のための対応が必要であるとされた者毎に、医師、看護師、介護職員、介護支援専門員、その他の職種の者が共同して、自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施していること。 ・医学的評価に基づき、少なくとも三月に一回、入所者ごとに支援計画を見直していること。 ・医学的評価の結果等を厚生労働省に提出し、当該情報その他自立支援促進の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。	3,000円／月
安全対策体制加算	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。	200円／回 ※入所者1回を限度として算定
科学的介護推進体制加算Ⅰ	・入所者ごとの、日常生活動作の状況、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状況等に係る基本的な情報（科学的介護推進体制加算（Ⅱ）では、加えて疾病の状況等の情報）を、厚生労働省に提出していること。	400円／月
科学的介護連携推進加算Ⅱ	・必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。	500円／月

介護職員処遇改善加算 I	・別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護老人福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。	所定単位数に8.3%を乗じた単位数
介護職員等特定処遇改善加算 I	・上記の介護職員処遇改善加算Iを取得している介護事業所等に対し、経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、介護職員の確保と定着につなげていくために創設されたもの。	1月の利用料金(基本部分+各種加算減算)の2.7%
介護職員等特定処遇改善加算 II	・入所者に対し、指定介護老人福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。	1月の利用料金(基本部分+各種加算減算)の2.3%

【その他の費用】

サービス提供に際し実費を要した場合は、全額をご負担いただきます。

・食費と住居費

段階区分	食費 (1日につき)	居住費 (1日につき)	
		従来型個室	多床室
基準費用額	1,445円	従来型個室	1,171円
		多床室	855円
第3段階②	1,360円	従来型個室	820円
		多床室	370円
第3段階①	650円	従来型個室	820円
		多床室	370円
第2段階	390円	従来型個室	420円
		多床室	370円
第1段階	300円	従来型個室	320円
		多床室	0円

※ 利用者負担段階は、所得に応じて決められています。(保険者への申請が必要です。)

基準費用額は通常定める食費と住居費の金額です。

※ 食費は、朝食・昼食・夕食の一食でも食べた場合、1日分をご負担いただきます。

※ 外泊・入院等で居室が空く場合、使用日数分をご負担いただきます。

・医療費

診療費等、個々の必要に応じた医療に関する費用。

・利用者の選定・希望により提供するもの

区分	料金等
理容サービス	1回 2,200円～3,500円 (内容により)
日常生活品の購入代行サービス	依頼のあった物品を購入するのに要した金額の実費
特別な食事	要した費用の実費

日常生活に要する費用で、ご本人に負担いただくことが適当であるもの	レクリエーション費用 クラブ活動費用 嗜好品
----------------------------------	------------------------------

- 出納貴重品管理費
原則として、貴重品はご家族管理としますが、事情により印鑑、通帳等の保管・管理を受けた場合、1ヶ月1,000円いただきます。
- その他
利用者が負担することが適当と認められるもの。